

○茜屋理右衛門番邸

安江屋番邸の向ひ角家なり。但し最初は東角家に居住せしが、文化年中西方相角の家へ移住すといへり。按ずるに、金澤町會所留記に載せたる、享保十五年田中雪齋の上申書に、兄茜屋理右衛門は生國但馬出石之者に而、延寶二年九月御當地に被召寄、同四年之秋御扶持方並御給銀被下、茜染御用被仰付置、享保五年正月病死仕る。とあり。十二冊定書に載せたる、元祿十四年金澤町人屋敷拜領等之人々取調書に、茜屋理右衛門延寶四年茜染御用就被仰付、町役御赦免、町中より餘荷。元祿十三年より地子町に家買罷越に付、地子町に有之内は町中餘荷無之筈。とありて、元祿十三年に地子地へ轉宅せしと聞ゆ。されば堅町の家に居住したるは其の後ならんか。乍去元祿三年八月町奉行の言上書に、茜屋理右衛門儀、當春類焼に逢ひ、御染物御用等難相動に付、毎歲被下給銀五ヶ年分拜借願、許可相成。との由を記載す。此の火災は元祿三年三月十七日新堅町御歩町より出火、本堅町・河原町等延焼の時類焼せしものにて、此の頃既に堅町に居住せし事知られり。されば元祿

十三年に地子町へ移轉せしは、當分借宅せしにや。享保十二年五月肝煎藤右衛門の書付に、大衆免片原町茜屋貞保とあり。貞保は理右衛門が後家也。子孫の傳説には、堅町の家に元祖以來居住しける由傳言すと云ふ。但し舊記等傳來せざれば詳かならず。明治維新の頃まで、その子孫漸くここに居住せしかど、次第に零落し、遂に家屋を賣却して退去せり。

○茜屋理右衛門傳

元祖理右衛門は、茜染の名家、但馬國出石の領主小出大和守の扶持人筒井長右衛門の弟なり。松雲公夜話錄に云ふ。但馬國出石の城主小出大和守殿は九十歳にて死去被致、其の子修理殿六・七十歳許にて家督被致。茜染之名人出石茜屋理右衛門は右修理殿へ被仰達被召寄候由、享保五年五月十三日御意也。とあり。金澤町會所留記共を考ふるに、綱紀卿の所望に依りて、延寶二年九月茜屋理右衛門但馬出石より金澤へ來着し、軍用の旗指物等の茜染を命ぜられ、同四年の秋扶持・給銀等を賜はりけり。其の居宅は堅町なる事、左の町奉行言上書にて知られたり。

茜屋理右衛門儀、當春類焼に逢、御染物御用等も難相動候付、毎歲被下候拾枚之銀子、五ヶ年分拜借仕度旨奉願候處、願之通被仰付、難有忝仕合奉、存旨、私共手前へ御請取置申候。以上。

庚午八月十四日

江守 平左衛門

和田 小右衛門

- 本多安房殿
- 前田佐渡殿
- 奥村伊豫殿
- 奥村因幡殿
- 横山筑後殿

右は元祿三年也。按ずるに、今年春三月十七日新堅町より出火、堅町・河原町迄延焼するよし、年譜等に載せたり。茜屋理右衛門が居宅も此の時類焼せしもの也。又同五年十一月六年六月町奉行よりの言上書に如左記載す。

茜屋理右衛門染申茜染形附申儀、先年山崎屋藤右衛門罷有、申談候時分は宜出來仕候處、藤右衛門死去仕已後染申者不宜に付、何れに而も紺屋指加へ候様に被仰渡候付、

理右衛門並紺屋共手前詮議仕候處、理右衛門申は、最前藤右衛門居申時分染上申は、地赤御紋白に仕候故出來宜御座候。此儀は藤右衛門手傳不仕以前より、理右衛門相考染出申に付、只今に而も地赤御紋白染申儀は、前々に不替宜染上可申候。只今被仰付候は地白に御紋赤候故、糊付申處多、取扱も成兼、其上煮染に仕候故、糊浮ちとみなどもまゐり、出來宜は難成由申候。

一、頭取紺屋共之内、黒梅屋治左衛門与申者、糊相勘辨仕儀有之、理右衛門と申談候へば宜有之様に申候間、理右衛門と申談、先づ染候而見申度と申候。龜甲屋與助儀も、先年被仰付形付申儀御座候。是も地白御紋赤、のり付申處多御座候故、出來宜無御座候へども、今般被仰付候は、理右衛門と申談、何とぞ染見申度と申候。其外之者共、糊付候以後煮申事に候へば、何共難成由申候。以上。

十一月十六日

和田 小右衛門

- 前田備前殿
- 前田對馬殿
- 玉井勘解由殿